



社会医療法人 凌雲会
社会福祉法人 凌雲福祉会

MEDICAL CORPORATION RYOUN GROUP

身内からの支援を断られた独居高齢者 ～後見人制度を活用して～



昴指定居宅介護支援事業所・藍寿苑指定居宅介護支援事業所

☆ 寒藤 由賀 ☆・秋山 郁恵・河端 幸子・大野 美鈴・鵜飼 純代・鈴木 美知代

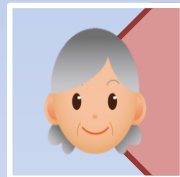
1. はじめに



・住み慣れた自宅でデイ利用の生活



・骨折後、長期入院を余儀なくされ
自分の事が出来なくなってきた



・本人の意向に沿った生活を不安なく
続けていくためには・・・



・成年後見人制度の活用



制度や社会資源の有効活用



2. 事例紹介

85歳・女性・一人暮らし・生活保護受給

口腔内悪性腫瘍摘出術後
摂食障害・嚥下障害・言語障害残存

障害高齢者日常生活自立度 A2
認知症高齢者日常生活自立度 自立

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

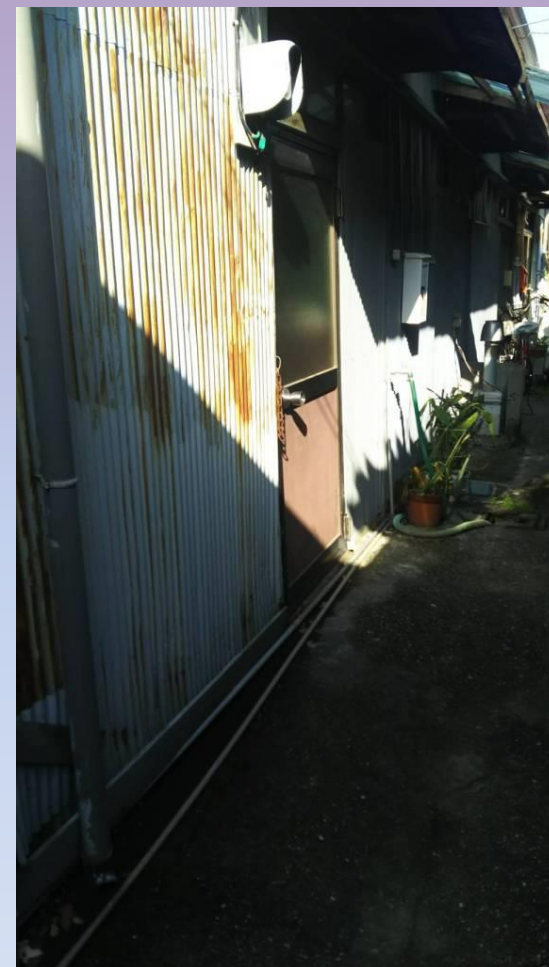
生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

本当は・・・

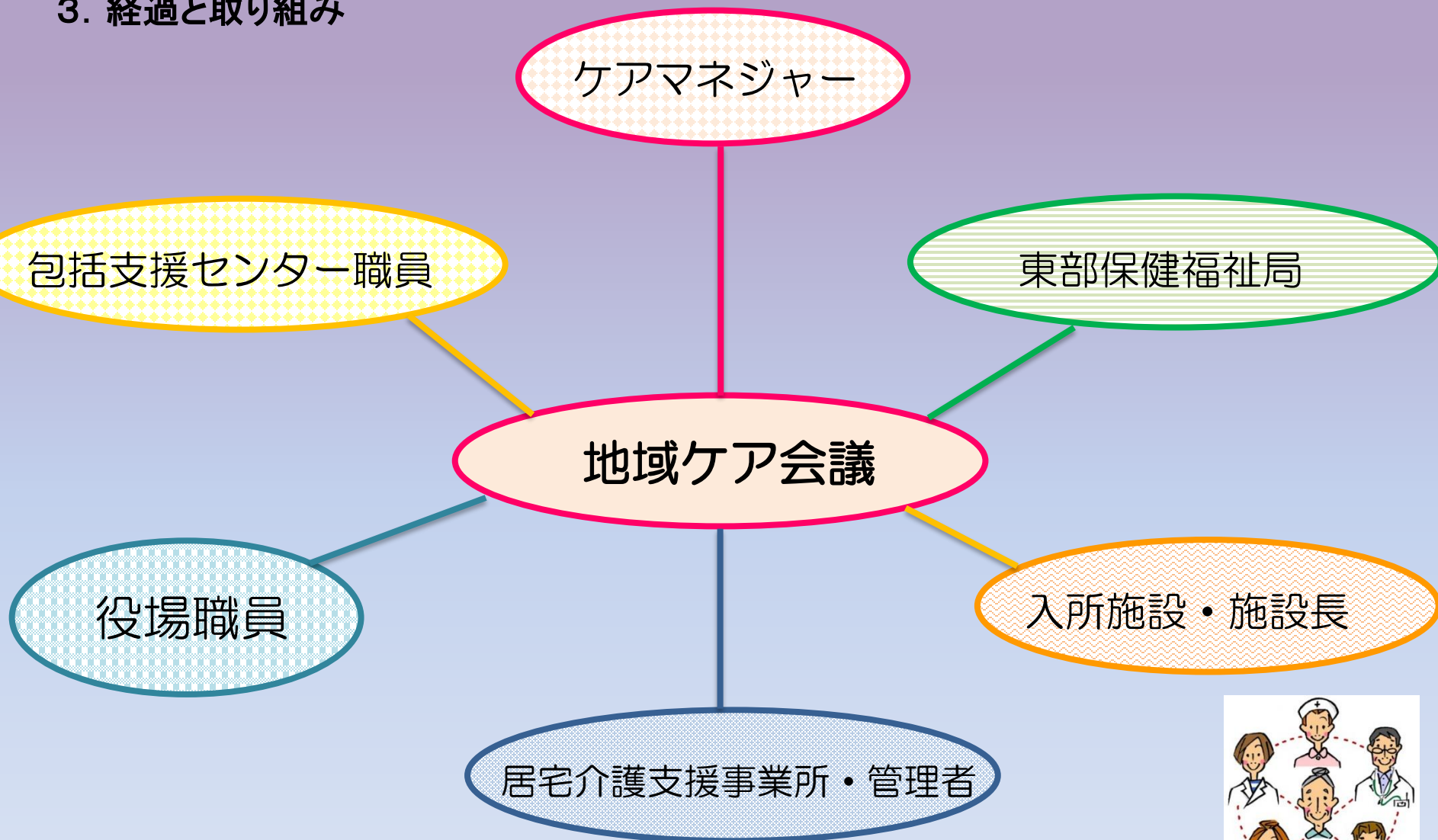
今までの生活を続けたい・・・



Y様 借家



3. 経過と取り組み



日常生活自立支援事業と成年後見人制度との関係性

2つの制度の違い

日常生活自立支援事業

本人の判断能力の低下が少しであり、本人で判断できるがその判断に不安がある場合に相談や情報提供、援助が必要な場合

成年後見人

(補助・保佐・後見および任意後見)

財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組み



1 成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

こんな時に
利用できます

1 ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。併せてこれまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい。できれば今から頼みたい。



2 初期のアルツハイマー病を発症。今ひとり暮らしだが、自分の意思で悔いのない人生を送りたい。

3 使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまう。



4 私たち夫婦が亡くなった後、知的障害のある子の将来が心配。その子のために財産を残す方法やその使い方、施設への入所手続きなどどうしたらいいの？

5 認知症の父の不動産を売却して父の入院費にあてたい。



6 寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から使い込みを疑われている。

7 老人ホームにいる母の年金を勝手に使ってしまう兄に困っている。



一般的な流れ

市町村・地域包括



家庭裁判所



申立て
【本人・配偶者・四親等内の親族その他に市町村長】



審問・調査・鑑定等



審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）



平成29年 9月 8日

後見等開始の審判の申立要請書

様

要請する人 住所

氏名 電話番号



次のとおり後見等開始の審判の申立を要請します。

該当者	住所			電話		
	氏名		生年月日		性別	女
要請者の身分 該当するものに ○を入れてくだ さい	(1) 民生委員 (2) 該当者の日常生活の援護者 (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員 (4) 介護保険法第7条第19項に規定する介護保険施設の職員 (5) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員 (6) 医療法第1条の5に規定する病院、診療所の職員 (7) 介護保険法第115条の39に規定する地域包括支援センターの職員 (8) 障害者自立支援法第77条第1項に規定する事業を行っている障害者 生活支援センターの職員					
要請する理由	これまで独居にて生活されており、親族は兄や長女がいるとの ことだが音信不通。舌癌術後や腰椎圧迫骨折等の影響により 身体機能や日常生活能力が低下し、今後、物事の判断や意思の 表出、決定、疎通が難しくなり、反復が必要に帰ってくる可能性が 高いため。					

法定後見制度の3種類



	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人・配偶者・四親等内の親族，市町村長など		





MEDICAL
CORPORATION
RYOUN GROUP

昴指定居宅介護支援事業所
藍寿苑指定居宅介護支援事業所

事件番号 平成30年(家) [REDACTED] 号 後見開始の審判事件

成年後見通知書

平成30年2月26日

[REDACTED] 様

〒770-8528

徳島市徳島町1-5-1

徳島家庭裁判所10A係

裁判所書記官 吉峯 義和

電話番号 088-603-0148

FAX 番号 088-652-3240

あなたについて平成30年2月26日に後見を開始するとの審判がなされ、下記の者があなたの成年後見人に選任されましたので、お知らせします。

記

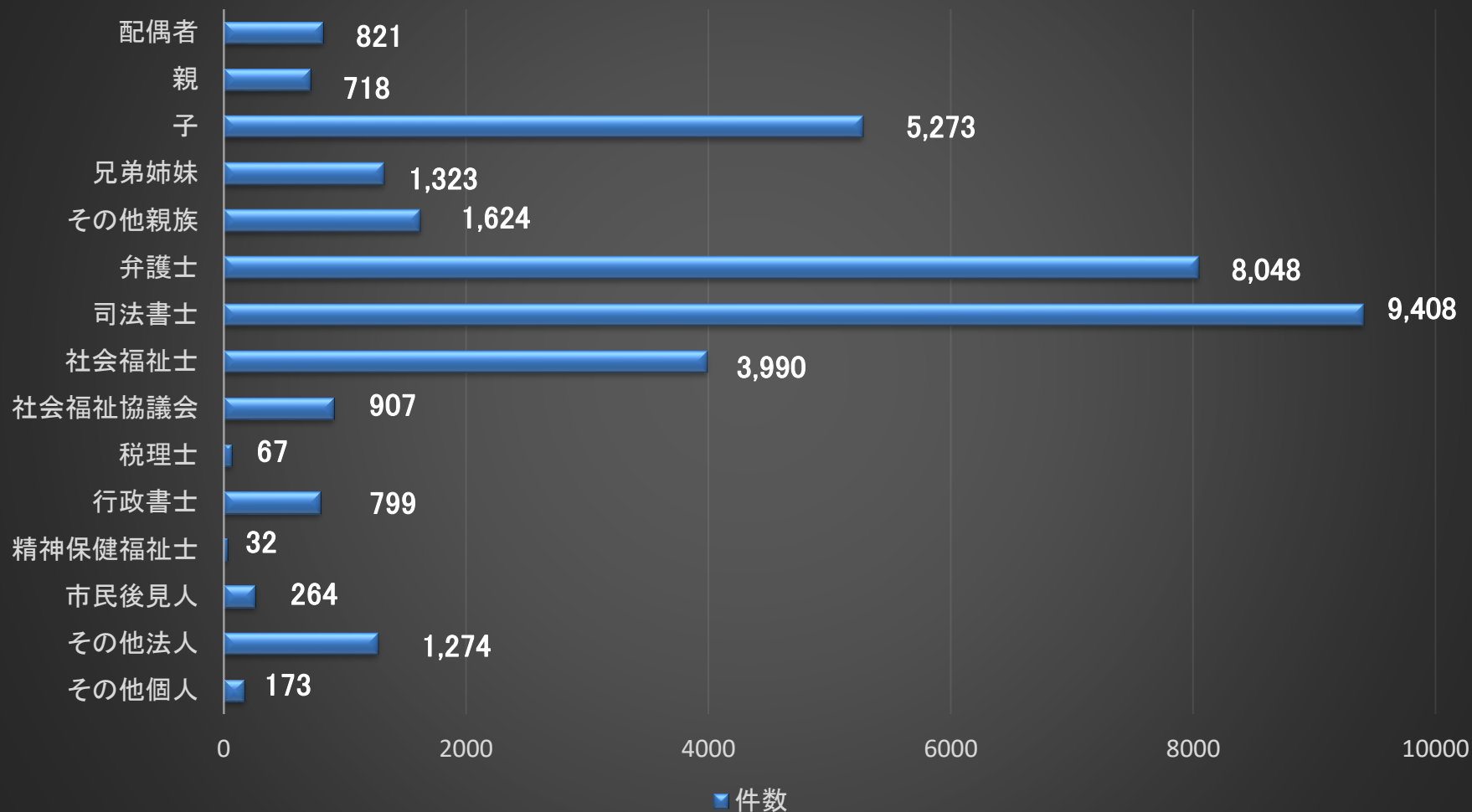
住所

氏名

[REDACTED]



成年後見人等と本人との関係別件数



後見人決定後の面談の様子



生活保護



市町村包括

市町村役場

東部保健福祉局

施設相談員

施設長

ケアマネジャー

Y様

後見人



4. 結果とまとめ

介護支援専門員とは！

高齢者やその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスや制度・社会資源を有効に活用し、不安なく生活できるように連絡や調整を行う専門職！！



昴指定居宅介護支援事業所
藍寿苑指定居宅介護支援事業所



ご清聴

ありがとうございました



MEDICAL
CORPORATION
RYOUN GROUP

昴指定居宅介護支援事業所
藍寿苑指定居宅介護支援事業所